

季刊 ひとりから 中 47号

2020年9月15日 刊了了送

憲法を侵しつづける最高裁

ウラ金づくりの最高裁

被告席の最高裁ははつきり答えよ

生田 暉雄
元裁判官・弁護士

日本国憲法は、すべての裁判官に、良心の自由と職権の独立を保障しています。

にもかかわらず、日本国最高裁判所は、司法行政の恣意的かつ隠微な運用によって、ひとりひとりの裁判官の内心を巧みに統制操縦することを通して、その良心と独立を、日々、確実に侵し続けています。

一つは、二十年以上勤務した裁判官の給与を、また、二、三年ごとに移る勤務地を、それぞれ何の規定も明らかにすることなく、好き勝手に決めること

給与が上がる、また誰もが望む大都市の裁判所に転勤するためには、裁判官はどうしたって最高裁の鼻息をうかがうように仕向けられているのです。つまりはつきり言えば、最高裁の意に添わないような判決は、何とか書かずにすませたい。

ひどい冤罪事件が後を絶たないのも、また行政の不法に対して訴訟を起こしても原告の訴えがほとんど退けられてしまうのも、明らかにそのためなのではないでしょうか。

実はそればかりではありません。

最高裁は、莫大な裏金作りに励んでいることが強く疑われます。

憲法違反の最高裁、裏金作りの最高裁。

筆者の生田暉雄さんは小誌の読者で、元裁判官、現在弁護士です。生田さんは、最高裁に対して、これまでまったく明らかにされることのなかった司法行政文書の開示を求めて、訴訟を起こされました。

「最高裁は日本国憲法を書き変えた」と断言して、正面から最高裁を糾弾した私原田（『この国は道理も道徳も破壊しつくした』清流出版）は、生田さんのこの訴訟を、是非とも一人でも多くの国民に知ってもらい、凝視し、いっしょになって最高裁に問うてほしいと、心の底から願わずには、いられません。読者のみなさん、全国的な賛同、支援の世論を盛り上げるよう、どうぞ、あなたのお力添えをよろしくお願いいたします。

読後の感想をお寄せくださるのを、深く期待いたします。

第1、はじめに — サッカー、裁判、主権実現 —

これは、サ行の語呂合わせの言葉遊びではありません。

この三者は、すべて、思想的背景が共通なのです。

第2、日本サッカーが世界で勝てない本当の理由（岡田康宏著、マイコミ新書2010年4月1日刊）

スピード、テクニク、持続力はあるが、サッカーが下手な日本人と諸外国からは言われています（『テクニクはあるがサッカーが下手な日本人』枝松尚登著、講談社）。日本サッカーは、俊敏さに優れている、サボらず勤勉であるが、愚直である、といわれているのです。前サッカー日本代表監督のオシム氏は、文藝春秋2010年6月号の「なぜ日本人指揮官は勝てないのか」で、「サッカーで求められるのは戦術的ディシプリン（規律）だ。つまり、適切な瞬間

に適切な判断をして適切な行動を取ること。それもチームの全員が同じ瞬間に同じ判断をする。日本の選手にはこの戦術的ディシプリンが決定的に欠けている」

「戦術的ディシプリンの欠如、それは言葉を変えれば、自ら判断することの回避であり、リスクを冒すことの回避であり、責任を取ることの回避であった。逆の言い方をすれば、他人の判断に従属し、責任の所在が曖昧でリスクを冒そうとしない」

オシム氏によれば、これが日本でサッカーが強くない理由であり、日本人のメンタリテイそのものが、サッカーが強くない理由だということです。

そしてこのメンタリテイの欠陥は、同じ日本人の指揮官では気付かないのだと、オシム氏はいうのです。

同じことはサッカーに関する多くの本でいわれています（上記岡田康宏の参考文献参照）。シュートを打って失敗するとバツ。横パスな

らバツはつかない。日本の減点主義社会の延長線上にサッカーもあるのです。

横並びで、突出を嫌う社会、人と違うのが怖い社会、そのような社会からは、普通の人なら打たないシュートを打つため11人が怒涛のように殺到するサッカーにはなりにくいのです。

個々の選手のやる事が決まっっていて、監督やコーチのサイン通りのプレーをすることが求められるのが野球です。従って、命令に従って動く日本人は野球には非常に強いのです。サッカーはピッチの中で選択肢は無数にあり、個々の選手には、現状を分析し戦略的な判断をする能力と、個々の判断をチームとして共有するためのコミュニケーション能力が求められています。

サッカーはピッチの中でさまざまな要因が同時並行で変化し、瞬間の判断力と決断力が求められるスポーツ。むしろピッチの中でも監督に言われた通りのことしかできない選手は役に立たないのです（「俺の言うことは必ず聞け。け

ど俺の言うとおりに動くな。自分で判断してプレーしろ」と監督からは怒られます。植松前掲書92頁）。

サッカーは、その国の国民性、文化などを反映しています。日本サッカー界が抱えている課題は、少なからず日本社会が抱えている問題を反映しているのです。

2010年のワールドカップについても、結果の賞賛だけでなく、日本チームのサッカーを通して、もつと社会の根本を見ることが必要ではないでしょうか。

この国の教育は、生徒の関心を教師と教科書に集中させ、他に関心を広げないよう指導する。官僚主導の規格品大量生産体制に役立つ「辛抱強く協調性に富み、共通の知識と技術を持つ人間」を育てるためには、個性や独創性はないほうがよいのです。

だから、教師と教科書以外に興味を散らす者は、受験競争では不利となり、多くは挫折を味わう。官庁や大企業では邪魔者扱いされること

になりやすい。

今日、日本の起業率は先進国中、最低である。特に40歳未満の若手の起業は極めて少ない（堺屋太一著『巨富への富』PHP研究所28頁）。日本の教育については、このように酷評されています。

教育の違いがよく解る例が次のようなものです。

(A) $6 + 5 \parallel \bigcirc$ と、

(B) $\bigcirc + \bigcirc \parallel 11$

共に○を求める問題。

(A) は正解を求める日本の教育です。正解は一つです。

(B) は発想力を育成する諸外国の教育です。正解は無数にあります。

この日本型教育は、官僚指導の規格品大量生産社会（高度成長社会）、つまり正解が必ずある社会には役立ちましたが、低成長、情報化社会、つまり正解が必ずあるわけではない社会では行き詰ってしまうのです。

主体的、自主的に考えて行動することが、情報化社会では求められるようになりました。そこで、それに反する教育を受けつづけて、画一的な国民性を身につけた日本人は、十分に対応出来ず苦しんでいるのです。

第3、次に裁判についてみてみましょう。

このように、サッカーや野球といったスポーツにおいても、国民のメンタリテイが深く関係していることが解りました。

裁判においては、スポーツ以上に国民のメンタリテイと深く関係しています。日本の裁判は、国民のメンタリテイだけでなく、為政者が裁判を妨害し、裁判の結果まで支配しようとしているのがいちじるしい特徴です。日本に裁判の独立、司法権の独立、裁判官の独立が無いのが、日本の裁判の特徴です。

1、そこでまず、司法の機能から順次見てみましょう。

裁判、いいかえれば司法の機能は大きく三つあるといわれています。

第一は、紛争の法的解決機能です。

人間社会では、さまざまな権利、法的な利益をめぐって紛争が生じます。これらの紛争を迅速かつ適切に解決することは、社会の平和保持に不可欠です。

民事・刑事・行政・家事の裁判はいずれも紛争の解決、正当な権利の救済をめざすものです。

第二は、権力の統制機能です。

裁判所が、行政権と市民の間に立って、権力を制御しなければ、権力の不当不正な行使によって、市民の権利や自由が侵害される場合が生じます。

行政訴訟は、行政権力を統制するものです。

第三は、違憲立法審査権（憲法81条）です。

裁判により、違憲の状態を排して、憲法実現化機能を発揮しなければならぬ社会状況が種々あります。裁判の任務は、行政・立法によって生じる違憲の状況を正して、憲法に適合させる

ことにあります。

このように、裁判、司法作用は、言葉をかえれば、主権者が違法な国家権力作用や違憲状態を正す主権の実現手段でもあるのです。

裁判は、選挙権の行使や、デモ、座り込みなどの直接民主主義的手段とともに、主権の行使手段なのです。

選挙権の行使は、間接民主主義の手段です。裁判は直接民主主義の手段です。裁判の方が強力です。

裁判による主権の実現の特色は、結果が直截で強力なことです。

裁判が主権の実現の強力な手段でもあることから、為政者は、後述するように、主権者による裁判を恐れ、種々の手段を弄して司法が機能することを制限してきました。

2、司法の機能の制限

(1) 司法の容量を小さくする

日本は世界の中で訴訟回避国として有名です

(「民事訴訟の比較歴史分析(一)(二)」クリスチャン・ヴォルシュレーガー、大阪市立大学法学雑誌48巻2号、3号)。先進国の中で、訴訟件数が極端に少なく、裁判官の数も極端に少ないのです。

日本の裁判・司法は、江戸時代の鎖国政策に例えるのが適切です。江戸幕府は、長崎の出島だけに門戸を開き、オランダ・中国・朝鮮とだけ開国を許し、大船禁止令を出して、海外に渡航可能な船の建造を禁止し、日本人の海外渡航を禁止していました。

これと全く似た状態にあるのが、現在の司法・裁判なのです。

裁判は前述したように、主権者の主権実現の手段でもあるのですが、為政者は陰に陽に主権者が裁判を利用しないようにしています。つまり、主権の行使をできるだけさせないようにしているのです。

正に、鎖国によって、諸外国の事を国民に知らせないことと同じです。裁判から主権者を遠

ざけようと必死なのです。

まず、日本の司法の実態を見てみましょう。

司法は分立する三権の一つですが、司法の年間予算は約3276億円で、国の予算約84兆円の0.394パーセントです（「日本の司法をダメにする最高裁事務局の正体」西島博之、プレイボーイ2009年10月12日号）。

年間予算額から見ると、国家の三権の一翼どころでは全くありません。また裁判官の数も先進国の約10分の1です（『裁判が日本を変える』生田暉雄著、日本評論社）。

これに反して、アメリカを含むヨーロッパ諸国では、大々的に主権者による裁判の利用がされています。

アメリカが訴訟社会であることは有名です。中国も訴訟社会に入りつつあるといわれています。

ドイツと日本は、法や近代化、経済制度について多くの共通点をもっています。

しかし、ドイツの訴訟率は日本の16倍です

（前出、大阪市立大学法学雑誌48巻2、3号）。

日本がドイツと同率の訴訟数になれば、日本の裁判所は今の16倍の数、裁判官（今は2500人）も16倍の裁判官（4万人）が必要ということになるのです。

そうなれば、今の日本のように、必要以上に市民が裁判官を特別視して崇めることがなくなると思われます。裁判官も普通の一つの職業に過ぎなくなるのです。

このように司法の容量を制限する手段として、為政者は「裁判沙汰」といって、裁判を嫌う意識を国民に植えつけました。横並びの日本社会ではこのような宣伝は非常に効果的で、裁判は主権者から煙たがられ、嫌われています。

このような小司法容量による裁判の制限は主権実現の制約でもあります。これは主権者の主権の行使に対する無関心を引き起こし、各種の国政選挙の投票率の低下となり、国政に対する無関心層の増大となります。

裁判の多さと国政投票率の増加は比例します。

裁判の多いヨーロッパ各国は国政の投票率も高いのです。

直接民主主義的手段（裁判）さえ行使しない市民が、間接民主主義的手段（選挙）を行使しないのは当然であるといえるのです。

(2) 権力統制機能の制限

日本の行政訴訟では、行政庁側の証拠開示義務を認めず、訴訟そのものの門前払いを多発します。

行政の不正や権力の違法な行使をチェックする行政事件は、ドイツでは年間51万件（日本の人口比に直すと、75万件）、日本は2000件です（前出「裁判が日本を変える」122頁）。

同じような経済体制のドイツで年間75万件の行政権に対する訴訟があるのに、どうして日本では2000件で済んでいるのでしょうか。

これが、日本の公務員の不正、行政の不正の多い理由でもあるのです。

日本人はもっと公務員の不正や行政の不正に對して、行政訴訟を起こす必要があるのです。

官僚の横暴や官僚の権力が問題視されるのも、行政訴訟が適切に機能していないからなのです。

日本では権力統制機能を有する行政訴訟を主権者が活用しにくくされています。

その上、日本で行政訴訟が極端に少ないのは、行政訴訟を起こしてもほとんど絶対に勝てないという実態があるからです。

アメリカなどでは、訴訟を起こすと、相手方（行政側）は、手持ちの全証拠を開示しなければならぬことになっています（証拠開示、ディスクバリー、ディスクロージャー）。

ドイツでも、公務員は記録を取る義務があるとされており、訴訟が起されると、この記録を全て提出する義務があるとされています。

市民が行政に不服がある場合は、口頭や葉書きのなぐり書きでも受け付けてくれます（『よくなるドイツ、悪くなる日本①』関口博之著、地湧社）。これが75万件の実態です。ヒットラーの政権に対する反省から、行政に厳しく市民の意思を尊重するのがドイツです。

ところが日本では、この証拠開示の義務が、行政庁・公務員側にはありません。

そこで、市民は裁判を起こしても行政庁側の証拠を利用出来ないので、必ず負けることになります。

常識的に考えても、行政庁・公務員側にある証拠開示をさせずに行政訴訟がまともに行なわれ起こせるはずのないことは明らかです。

このようにわかりきったことを為政者は放つとかせて、是正しようとしなのは主権者に行政訴訟を活用させないためです。

これは主権者に対する重大な裏切り行為です。日本における訴訟は正に鎖国政策と同じです。

さらに日本では、行政訴訟を起こす資格である原告適格、どの行政庁が被告となるかの被告適格が、きわめて狭く限定されます。さらに、行政庁がどのような処分をしたため行政訴訟の対象となるかといった処分行為、市民が行政訴訟を起こす時に具体的な紛争が現存するか、行政訴訟を起こすことによつて得られる法的利益

である訴の利益等の要件を極めて厳密にして、これらの要件が認められなければ訴訟の内容には入ることなく、いわゆる門前払いとします。年間2000件しかない行政事件ですが、さらにその内の多くは、事件内容に入った裁判が行なわれることなく、問答無用の門前払いとなっているのです。

前記したように口頭や葉書きのなぐり書きでも受け付けるドイツとの差は甚大です。

このような行政訴訟をあえて起こそうとする主権者は極めて少数であることをお解りいただけると思います。それが年間2000件の内訳なのです。

諸外国では、主権の実現手段としての裁判が十分に利用されています。

このように、権力統制機能の制限は、官僚の横暴を招き、官僚の肥大化、選挙による代表者の政治家による政治ではなく、官僚政治の横行となるのです。主権者は、官僚政治の弊害を叫ぶだけでなく、それを是正する行政訴訟にも注

目すべきです。

(3) 違憲審査機能の制限

違憲訴訟の提起に対しては、高度の政治問題には司法は立ち入らない（統治行為論）とか、種々の憲法判断回避の手法を弄して、憲法判断を避けます。

このような、違憲審査機能の制限は、憲法の存在意義の低下を招き、ひいては国民の法意識の低下となり、国民が国政や社会において主体性をもって活動する意識を眠らせ、低成長社会情報化社会で国全体が方向性を見出すことに苦しむ事態となるのです。

このように、司法本来の役割を軽く見ることは、社会全体に大きなマイナスをもたらすことになるのです。

3、司法の機能の制限と、最高裁による裁判官の統制

司法本来の役割を果たしていなくても、個々の裁判官が最高裁と違う判断をするのではない

かとおそれる最高裁は、以上のような司法に対する種々の制約だけでは安心せず、さらに、給料と転勤をエサにして裁判官を強力に統制しています。

そのため裁判官は最高裁の顔色ばかりを気にして、上ばかり見るといふことで、ヒラメ裁判官といわれています。

日本国憲法は、司法権の独立、裁判官の独立を保障しています。従って最高裁による裁判官の統制は憲法違反です。

戦後裁判所は、戦前の裁判所が司法省（行政機関）の統制を受けていたことに懲りて、最高裁判所を頂点とする自律的司法行政機構を形成することになりました。

この結果、行政権力からの干渉は制度的には、完全に遮断されることになりました。

しかし、問題は、主権者からの正当な干渉からもほとんど完全に遮断されることになったことです。

最高裁判所を頂点とする自律的司法行政機構

を形成する以上、主権者たる国民の正当な干渉を十分にするための諸制度を導入する必要がありませんが、最高裁はそのような事を全く無視しているため、戦後は司法省に代わって最高裁の独裁が司法権に横行することになったのです。

(1) 最高裁の独裁を排する七条件

最高裁の独裁を排するためには、(一)裁判官の任用に、国民の参加を認めること、(二)最高裁判官任用、高裁長官任用、地家裁所長裁判官の任用の法定要件を定めること、(三)裁判官の給料表に定員人数を法定すること、(四)裁判官の給料表の昇級要件を法定すること、(五)裁判官の転勤の要件を法定すること、(六)以上(一)ないし(五)に対し、最高裁の説明責任を明記すること、(七)以上(一)ないし(六)の公文書開示を義務づけること、以上です。

ところが、最高裁は、行政権力や国民一般からの干渉から完全に遮断され、以上挙げた(一)ないし(七)を全く定めずに、自在に操ることを通して、最高裁の思い通りに裁判官を統制するよう

になったのです。

1959年(昭和34年)3月30日、東京地裁は、日本に駐留する米軍は、憲法9条上、その存在を許されない、としました(伊達判決)。

このような駐留米軍が憲法9条の戦力にあたるか、さらには安保条約自体の問題点を含めて、国側は、伊達判決に対して、高裁の判断を飛ばして、最高裁に跳躍上告をし、最高裁は1959年(昭和34年)12月16日、合憲の判断をしました。

この伊達判決が出たことよって、憲法と安保体制の矛盾から引き起こされる種々の違憲訴訟の続出を予想し、最高裁は下級裁判所及び裁判官の統制の必要性を痛感したと考えられます。

それだけでなく、行政訴訟を主権者が活用することも何とか制限しようとしたと思われる。

4、それでは、最高裁の裁判官統制について述べましょう。

(1) 裁判官の統制

裁判官になると最初は判事補といわれます。

10年たつと、再任を経て判事となり、給料は8号から順次上昇します。裁判官になって20年目（俸給4号）までは、皆平等に昇給します。

ところが、20年目以降、俸給3号以上に昇給する裁判官と、昇給しない裁判官に分けられます。

3号以上にならないと裁判長にもなれません。4号から3号（3号から2号へ、2号から1号へも同じ）になる要件、期間は、最高裁から何も示されていないので、裁判官は順当に3号になろうと、最高裁の意向を最大限注意します。少しでも最高裁に嫌われることをしないよう、判決内容から平素の行動まで、細心の注意を払うのです。

つまり、上の方ばかりに注意を払うので、ヒラメ裁判官といわれます。

俸給だけでなく、大都市居すわりや大都市転勤も裁判官に対する利益誘導に役立っています。最高裁は、国家公務員法に反して、俸給表だ

けを明示し、昇格、昇給の要件、期間を明らかにしません。

また、国家公務員法に反して、3号、2号、1号の級別定数（その級の定数）も明らかにしません。

さらには、転勤の要件、期間も一切明らかにしません。

そこで最高裁は極めて恣意的に、自分たちの思い通りに裁判官を3号、2号、1号にし、また大都市だけの勤務にすることが出来ます。

裁判官はそのような有利な地位に就こうと、最高裁に気に入られるよう率先して競争をします（つまり国を負かす判決や、無罪判決をしないのです）。

これが、最高裁の行っている裁判官の統制政策です。

憲法上、裁判官には裁判及び裁判官の独立が保障されています（憲76条）。

人間としての尊厳、さらに生存権を脅かす利益誘導による裁判官の統制は憲法違反です。

それだけでなく、3号ないし1号の級別定数が無いので、当然に昇級できるのに昇級させないことは私権を侵すことであり犯罪でもありません。

(2) 最高裁のウラ金

最高裁はその年度分として、3号該当者全員分、2号該当者全員分、1号該当者全員分の予算を獲得し、4号のうちの3分の1を3号にし、3号のうちの3分の1を2号にし、2号のうちの3分の1を1号にしているようです。

そうすると、獲得した予算のうち、3号分3分の2、2号分3分の2、1号分3分の2が余ります。

最高裁はこれをウラ金としていたのではないのでしょうか。

このウラ金はどんなに少なく見積もっても年間10億円は下らないでしょう（戦後、昭和25年からでも600億円を下らないウラ金を最高裁は取得していることになります）。

このようにウラ金が潤沢だからこそ、裁判員

裁判のタウンミーティングに27億円を使い（魚住昭『官僚とメディア』）、最高裁に批判的な意見を書かないよう学者の囲い込みに腐心し、お気に入りの裁判官に外国旅行をさせるなど等、使い放題なのではないかと私は疑います。

つまりウラ金を使って最高裁は自身の立場の安泰をはかっているのではないのでしょうか。

ウラ金はこれにとどまりません。最高裁が裁判官予算を悪用してウラ金にしていることは、政府も判っています。判っていて黙っていることで政府は最高裁に貸しを作っているのです。

最高裁は借りがあるため、行政に対して温情判決をし、公務員の個人責任は、国家賠償請求出来ないというような行政に加担する判決をしていると思われまます。

すべてこのように使途不明な予算を獲得しているのが事実だとすれば、それは、明らかに虚偽公文書作成、詐欺、横領、背任罪になります。

そうならば、日本の主権者は、犯罪人による裁判を受けていることになるのです。

これが、当然排除しなければならない虚偽の
 自己調書を採用して、無実の者を有罪にした再
 審事件が多発するなど、おかしい判決が出る根
 本原因だと考えます。

裁判官は、虚偽の自己調書であるとして証拠
 から排除して被告人を無罪にすると、最高裁か
 ら、自分が反権力者意識を有する裁判官である
 と思われるのではないかと、そのことを虞れて、
 虚偽の自己調書だと認定しないで有罪とするの
 です。それが何十年か後に再審無罪となってい
 るのが実態です。

行政事件でも、裁判官は、行政側に厳しい判
 決をすると、自分が反権力意識の裁判官である
 と最高裁から疑われるのを虞れて、行政側を負
 かせる判決をしないのです。

このような実態は、もはや裁判とはいえない
 ことを意味しています。

(3) 最高裁は、明らかに憲法違反である裁判官
 の統制をし、それで浮いた金をウラ金としてい
 ることが強く疑われるのです。

そして、利益誘導された裁判官は反主権者的
 裁判をすることになるのです。

公正・公平な裁判を期待する主権者はなぜこ
 のような不公正な裁判が多いのか、裁判の裏の
 カラクリに目を向けるべきです。もうそろそろ
 裁判のカラクリに目覚めても良いのではないで
 しょうか。

犯罪人が裁判所を乗っ取って裁判をしている
 とするならば、そんな現状を、主権者はいつま
 で許し続けるのでしょうか。

(4) 最高裁の独裁を排し、国民主権のための前
 記七条件を明らかにさせるため、2009年4
 月に、私、生田は、最高裁に、裁判官の統制、
 最高裁のウラ金を明白にさせる司法行政文書の
 公開を求めましたが、不開示となったので、開
 示を求める裁判を2010年1月27日東京地裁
 に提訴し、第一回口頭弁論が2010年3月24
 日、第二回が5月21日、第三回が8月6日です。

国側は「処分行為が無い」と当初、門前払い
 の構えでした。

生田の認識が間違っているとは、最高裁は言いません。最高裁は言えないのです。

しかし、第二回で東京地裁は国側に、生田の最高裁の説明責任、最高裁の公文書公開を求める九通の準備書面に答えなさいとの訴訟指揮をしました。

いよいよ、最高裁の独裁も臨終を迎えるかもしれません。

民主主義社会において、まして、国家機関の三権分立の一翼である司法権において、説明責任や公文書公開の責任をまぬがれることが出来るはずがありません。

最高裁はこれまで、主権者の遅れた民主主義的意識に助けられて最高裁の独裁を続けてきました。

しかし、主権者は、「国政は主権者の厳粛な信託」（憲法前文）によることを強く意識し始めています。

第4、日本人のメンタリテイに気づこう

お上を信じる日本人。それがメンタリテイとなっている日本。それを良いことに、裁判の機能を萎縮させ、憲法違反の裁判官の統制をし、あげくの果ては裁判官の統制で浮いたウラ金で、自分たちが潤う官僚最高裁。

自分たちの身についてしまったメンタリテイに気付くのは、オシム氏の言を待つまでもなく、困難です。

主権者意識を自覚した、自立型市民は急速に伸展しています。その証拠がサッカーです。

サッカーが強くなることで、日本社会は変わるでしょう。

(二〇一〇・七・九)